

1. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

(1) 趣旨

一部の建設資材のひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。

このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

(2) 対象工事

令和8年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事に適用する。

(3) 設計変更対象項目

通常、地域内から調達する石材、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各地方整備局等にて通常の工事積算で使用している基準を使用することとする。

(4) 条件の明示

- ① 入札説明書等に本試行の対象であることを記載するものとし、以下の特記仕様書の記載例を参考にするものとする。

(参考) 特記仕様書記載例 1

次の資材については、表一〇のとおり、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するとともに、その費用については、監督職員と協議の上、設計変更することとする。			
表一〇：資材の調達地域等			
資材名	規格	調達地域等	備考
捨石	0~200kg	〇〇地区	
土砂		〇〇地区	
仮設材（鋼矢板）	IV型	〇〇市	
生コンクリート		〇〇市	上部コンクリート

(参考) 特記仕様書記載例 2

次の資材については、安定的な確保を図るため、表一〇のとおり、以下の調達地域等からそれぞれの数量を調達することを想定しているが、需給状況（調達地域、数量等）等に変動が生じ、これによりがたい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

なお、購入及び輸送等に要した費用については、監督職員と協議の上、設計変更することとするが、必要に応じ、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとする。

表一〇：資材の調達地域等及び数量

資材名	規格	調達地域等	数量	備考
捨石	0~200kg	北九州地区	300,000m ³	
		北海道〇〇市	100,000m ³	
仮設材（鋼矢板）	IV型	〇〇市	10,000t	
生コンクリート		〇〇市	1,000m ³	上部コンクリート

- ② 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 趣旨

今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

(2) 対象工事の範囲

令和8年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事に適用する。

(3) 設計変更の対象項目

空港請負工事積算基準の第1部 第1編 第2章「工事費の積算」 ②間接工事費 1. 共通仮設費 1-9 営繕費および2. 現場管理費 2-1 (1) 労務管理費における下記(1)~(8)の項目と

する（以下「実績変更対象額」という）。

- (1) 「1-9 営繕費 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用」のうち『宿泊費』
- (2) 「1-9 営繕費 2) 労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用」のうち『宿泊費』
- (3) 「1-9 営繕費 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用」のうち『宿泊費』
- (4) 「1-9 営繕費 4) 労働者の輸送に要する費用」
- (5) 「1-9 営繕費 5) 上記営繕費 1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用」のうち『借上費』
- (6) 「1-9 営繕費 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用」のうち『宿泊費』
- (7) 「2-1 (1) 労務管理費 (イ) 募集及び解散に要する費用 (赴任旅費及び解散手当を含む)」
- (8) 「2-1 (1) 労務管理費 (ニ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用」

※ただし、宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。

(4) 条件の明示

- ① 入札説明書等に本試行の対象であることを記載するものとし、以下の入札説明書等の記載例を参考にするものとする。

(参考) 入札説明書等記載例

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、空港請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(参考) 特記仕様書記載例

〇-〇 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行

- 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象額」という。）について、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、空港請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は当該工事の設計図書に基づき、工事費総額に占める割合を、有効数字2桁(3桁目又は小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した工事費構成書(様式1)にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
- 3) 受注者は、当初契約締結後速やかに(総価契約単価合意方式の場合は単価合意を行う際に)、2)で示された割合を参考にして実績変更対象額に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式2)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 最終精算変更時点において、実績変更対象額の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式3)及び実績変更対象額に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、空港請負工事積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式2)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、空港請負工事積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式2)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ② 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は当該工事の設計図書に基づき、工事費総額に占める割合を、有効数字2桁(3桁目又は小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した工事費構成書(様式1)にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
(既契約の工事に追加する場合は、速やかに、②の特記仕様書記載例の内容について、指示を

行うとともに、指示後10日以内に工事費構成書（様式1）にて当初の共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。）

- ③ 受注者は、当初契約締結後速やかに（総価契約単価合意方式の場合は単価合意を行う際に）、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象額に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式2）を作成し、監督職員に提出するものとする。

（既契約の工事に追加する場合は、③により実績変更対象費の割合の提示を受けた後、速やかに実施計画書（様式2）を作成し、監督職員に提出するものとする。）

- ④ 最終精算変更時点において、実績変更対象額の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式3）及び実績変更対象額に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- ⑤ 実績変更対象額の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、空港請負工事積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式2）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、空港請負工事積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式2）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

- ⑥ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。

- ⑦ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

以上

工事費構成書

工事名	〇〇港〇〇地区〇〇防波堤(災害復旧) 築造工事			
名称	単位	数量	比率	摘要
共通仮設費 共通仮設費(率計上) 上記共通仮設費(率)のうち、営繕費に係る 下記の内容 ・ 労務者の輸送に要する費用 ・ 宿泊費 ・ 借上費	式	1	※1 %	
現場管理費 上記現場管理費のうち、下記事項に係る内容 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用	式	1	※1 %	

※1 比率については、有効数字2桁(3桁目又は小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した値。

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎 費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理 費	募集及び解 散に要する 費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の 食事、通勤等 に要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫、材 料保管場所等の敷地 借上げに要する地代 及びこれらの建物を 建築する代わりに貸 しビル、マンション、 民家等を長期借上げ する場合に要する費 用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテ ル等に宿泊する場 合に要する費用			
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送(水上輸送 を含む)をするために 要する費用(運転手賃 金、車両損料、燃料費 等含む)			
	小計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労 働者の帰省旅費、労働 者の帰省手当			
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交 通費の支給			
	小計					
合計						

(補足) 空港土木工事における機材、労務の需給不足が懸念される工事の積算方法等に関する試行についての運用に当たっては、以下の内容を参考にされたい。

1. 「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について」に関して

補足① 建設資材のひっ迫が懸念される地域

現場からの情報、国土交通省土地・建設産業局土建局建設市場整備課労働資材対策室、建設物価調査会、経済調査会の公表資料の地域などが考えられますが、各地整他部局の状況も踏まえ、適宜判断頂きたい。

なお、従来より、遠隔地から調達していることもある建設資材等については、その必要性を十分鑑み対応頂きたい。

2. 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について」に関して

補足① 建設資材のひっ迫が懸念される地域

現場からの情報、国土交通省土地・建設産業局土建局建設市場整備課労働資材対策室、建設物価調査会、経済調査会の公表資料、更に、実態として、現在の東北地域のように配給制（搬入の時間・量が定められ自由に入ってこない等）の地域などが考えられますが、各地整他部局の状況も踏まえ、適宜判断頂きたい。

なお、従来より、遠隔地から調達していることもある労働者（特に作業船船員）等については、その必要性を十分鑑み対応頂きたい。

補足② 本試行の実績変更対象

本試行の実績変更対象は、通知文に記載の通りですが、宿泊費と借上費については、趣旨のとおり、「労働者確保に係るものに限る」といたします。

宿泊費、借上費の実績変更対象：労働者確保に係るものに限る

宿泊費と借上費以外についても、労働者確保に係るものに限ることは同じです。労働者送迎費や労務管理費については、名称から間違いは生じにくいと考え、宿舍費と借上費のみ補足しています。

なお、様式2様式3では、借上費の内容説明として、「現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用」と記載されており、現場事務所や試験室等、“労働者確保に係るもの”以外にも含まれているような記載となっておりますが、諸経費動向調査の区分上から、受注者に割合を提示できる区分として、このような記載となっておりますが、あくまでも実績変更対象費は、労働者確保に係る費用の増に限ります。

このため、基本的には、「貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用の増」が実績変更の対象となると考えています。労働者宿舍の敷地借上げについても、対象外と確定するものではありませんが、建物費（設置、撤去、維持修繕）を実績変更対象としていないため、敷地借上げのみが実績変更対象として発生することは想定しにくいと考えています。建物費が発生せず、

敷地借上げのみが実績変更対象として協議があった場合、労働者確保に係るものとして確認できれば、実績変更対象として扱って頂いて構いません。

様式2、様式3の借上費の計上額欄：借上費の内容欄の金額

借上費の実績変更対象：内容欄のうち「労働者確保に係るものに限る」

補足③ 間接工事費に対する各費用割合

「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行」 間接工事費に対する各費用割合		(%)
●工事区分：空港用地造成工事		
共通仮設費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	対共通仮設費全体*	16.81
現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	対共通仮設費全体*	1.83
●工事区分：空港地盤改良工事		
共通仮設費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	対共通仮設費全体*	23.33
現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	対共通仮設費全体*	4.30
●工事区分：空港舗装工事		
共通仮設費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	対共通仮設費全体*	10.09
現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	対共通仮設費全体*	1.28
●工事区分：空港維持工事		
共通仮設費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	対共通仮設費全体*	17.57
現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	対共通仮設費全体*	0.89

* 率分合計に対する割合